

日本教育法学会役員選出に関する細則

(1977年12月3日運営委員会制定)

(1994年5月28日改正)

(2000年5月27日改正)

第一条（目的） 本細則は、日本教育法学会役員選出規程第五条に基づいて、役員等の選出に関する細目を定めることを目的とする。

第二条（選挙権者および被選挙権者） ① 理事選挙の行われる総会の四か月以上六か月前の間に開催された理事会において選挙資格を有すると認められた会員は、本学会の理事選挙における選挙権および被選挙権を有するものとする。

②一期以上理事を務めた会員（現に理事である者を含む）は、理事選挙における被選挙権を辞退することができる。辞退の方法および手続については、理事会が定める。

第三条（有権者名簿の確定） 学会事務局は、役員選出規程第四条第一項に基づいて、選挙資格を有する会員の名簿（有権者名簿）を作成するにあたっては、前条第一項の理事会に先立つ相当な期日を有権者名簿基準日と定めるものとする。

第四条（不在者投票） ①不在者投票をしようとする会員は、所定の期日までに選挙管理委員会に対してその申出をしなければならない。

②選挙管理委員会は、前項の申出があった会員に対して、遅滞なく、投票用紙、有権者名簿、選挙説明書その他必要な資料を送付するものとする。

③第一項の申出をして前項の送付を受けた会員は、投票の有無にかかわらず、総会における投票をすることができない。

④不在者投票の期間は総会投票日の一週間前までとし、選挙管理委員会は、投票締切日後、その責任の下にこれを開票するものとする。

⑤選挙管理委員会は、不在者投票における投票の秘密が保持されるよう配慮しなければならない。その責務を遂行するため、選挙管理委員の投票は不在者投票によるものとする。

⑥不在者投票に関する郵送費は、すべて当該会員の自己負担とする。ただし、選挙管理委員の投票については学会の負担とする。

第五条（理事選挙の投票方法） 理事選挙の投票は、一〇名連記の無記名投票とし、有権者名簿に付された各会員の番号を投票用紙の所定欄に記入する方法で行う。

第六条（理事選挙の執行） 理事選挙の執行は選挙管理委員会が管理し、学会事務局がこれを補佐する。

第七条（理事会等の招集） ①会長は、理事選挙の終了後ただちに、選挙された理事の会を招集する。

②会長は、総会におけるすべての理事の選出後すみやかに、会長および事務局長の候補者を選考するための理事会を招集する。

③新たに選出された会長は、遅滞なく、監事および事務局担当理事の候補者を選考するための理事会を招集する。

第八条（会長候補者等の選考方法）①会長および事務局長の候補者の選考の方法は、理事会が定める。

②事務局担当理事の選考にあたっては、新たに選出された事務局長が、新会長と協議のうえその候補者を前条第三項の理事会に提案するものとする。

附則（一九七七・一二・三）

本細則は制定の日から施行する。

附則（一九九四・五・二八）

この細則は一九九四年五月二八日から施行する。

附則（二〇〇〇・五・二七）

この細則は二〇〇〇年五月二七日から施行する。